

スマホ補償パック利用規約 新旧対照表

旧	新
<p>第5条（端末交換サービスの内容） 端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、<u>登録端末</u>を交換端末と交換できるサービスとなります。 （略）</p>	<p>第5条（端末交換サービスの内容） 端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、<u>故障端末</u>を交換端末と交換できるサービスとなります。 （略）</p>
<p>第11条（契約期間） 本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。 2 本契約の利用料金の課金開始日は、モバイルサービス契約における課金開始日と同一日とします。 3 本サービスには契約期間があります。契約期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して36ヵ月間とします。 解約後は、端末の補償、交換、セキュリティサービスの提供はいたしません。 <u>（追加）</u> 4 本サービスの端末の補償および交換は、契約期間の最終月の末日までとします。</p>	<p>第11条（契約期間） 本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。 2 本契約の利用料金の課金開始日は、モバイルサービス契約における課金開始日と同一日とします。 3 本サービスには契約期間があります。契約期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して36ヵ月間とします。 解約後は、端末の補償、交換、セキュリティサービスの提供はいたしません。 4 <u>前項の規定にかかわらず、契約期間満了までに当社より新たに端末を購入された場合、本契約は終了するものとします。</u> 5 本サービスの端末の補償および交換は、契約期間の最終月の末日までとします。</p>
<p>第13条（料金等） （略） 5 主サービス加入者は、料金表記載の金額を支払うものとします。<u>なお、請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p>	<p>第13条（料金等） （略） 5 主サービス加入者は、料金表記載の金額を支払うものとします。</p>
<p>第17条（本サービスの利用制限） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができるものとします。 （略） (3) 本契約者が、<u>第15条</u>（禁止行為）に該当する行為を行った場合 （略）</p>	<p>第17条（本サービスの利用制限） 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができるものとします。 （略） (3) 本契約者が、<u>第18条</u>（禁止行為）に該当する行為を行った場合 （略）</p>
<p>附則（実施期日） この規約は、<u>2022年7月1日</u>から実施します。</p>	<p>附則（実施期日） この規約は、<u>2024年11月1日</u>から実施します。</p>
<p>別紙「本サービスの利用に関する事項」 第3条（事故申告書および故障端末等の送付） （略） 3 主サービス加入者および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに<u>登録端末代金</u>として相当額を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとします。 （略）</p>	<p>別紙「本サービスの利用に関する事項」 第3条（事故申告書および故障端末等の送付） （略） 3 主サービス加入者および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに<u>交換端末代金</u>として相当額を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとします。 （略）</p>